

TPP協定交渉の大筋合意に対する意見書

10月5日、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉について、交渉参加国の担当閣僚から大筋で合意に達したと発表された。

本県議会は、TPP協定について、本県の基幹産業である農業のみならず幅広い分野に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、平成25年4月の衆議院及び参議院の各農林水産委員会における決議をしっかりと受け止め対応すべきこと等を再三にわたって国に要請したきたところである。

しかしながら、今般の合意においては、牛肉や豚肉の関税を大幅に削減し、また、米についても、新たな特別輸入枠を創設するなど、衆参両院における決議が守られたかどうか疑問を感じる内容となっており、本県農業への多大な影響が危惧され、農家の間で不満と懸念が高まっている。

また、本県においては、農業が食品関連産業や観光業その他の産業とも密接な関係を有していることから、関税削減等による影響は、関連産業への波及も含め県民経済に対して多大な影響を及ぼすとの不安の声も上がっている。

よって、国におかれては、TPP協定が地方経済・社会に与える影響を十分に考慮するとともに、地方の声を真摯に受け止め、下記のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- 1 合意内容について、農産品の関税率等に関わる物品市場アクセス分野をはじめ全ての交渉分野において、国民に対し詳細な情報提供を行うとともに、TPP協定が農業や関連産業に与える影響を分析し、速やかに公表すること。
- 2 合意内容について、本県の基幹作物である米、さとうきび、でん粉用さつまいも、畜産物等の農林水産分野重要5項目の確保を最優先とした衆参両院における決議を遵守したものになっているかどうか、国会において審議を十分に尽くすこと。
- 3 本県の基幹産業である農業や関連産業への影響を及ぼさないようにするとともに、これらの持続的な発展が図られるよう、具体的かつ万全な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月9日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣(経済財政改革)

殿